○御前崎市水道事業給水条例

平成16年4月1日
条例第148号

目次

第1章　総則(第1条―第8条)
第2章　給水装置の工事及び費用(第9条―第17条)
第3章　給水(第18条―第24条)
第4章　料金及び手数料(第25条―第38条)
第5章　管理(第39条―第45条)
第6章　貯水槽水道(第46条・第47条)
第7章　補則(第48条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、御前崎市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　点検定例日とは、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の定めた日をいう。

(2)　給水装置とは、需要者に水を供給するために市長の管理する配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(3)　給水装置工事とは、給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去工事をいう。

(給水区域)

第3条　御前崎市水道事業の給水区域は、次の区域とする。

御前崎市御前崎地区(女岩の全部並びに上岬、下岬、大山、西側及び広沢の一部)、白羽地区(新谷の全部並びに薄原、中原、白羽、白浜及び新神子の一部)、港地区(港の一部)、池新田地区(東町、本町、早苗町、中町及び大山の一部)、高松地区(門屋、七ツ山、塩原及び合戸の一部)、佐倉地区(玄保、洗井、法ノ沢、雨垂及び郷の全部並びに上ノ原、宮内、桜ケ池及び大兼の一部)、比木地区(東原、西原、宮木原、中田原、勝佐、会下ノ谷、三間、上、宮木ケ谷、中田、山田、名波及び梶ケ谷の一部)、朝比奈地区(行僧原、中原、北原、西原、横舟、小泉、山ケ谷、岩地、宮ケ谷、下及び南の一部)、新野地区(木ケ谷、山田ケ谷、中尾、上組、有ケ谷、新野原、篠ケ谷、長ケ谷及び黒田の一部)

牧之原市鬼女新田地区(鬼女新田の一部)、須々木地区(須々木原の一部)、大沢地区(大沢原の一部)、菅ケ谷地区(大向及び菅山原の一部)

菊川市高橋地区(高橋原の一部)

(給水装置の種類)

第4条　給水装置は、次の4種類とする。

(1)　専用給水装置　1戸又は1か所で専用するもの

(2)　共用給水装置　2戸又は2か所以上で共用するもの

(3)　船舶栓　船舶給水の用に使用するもの

(4)　消火栓及び消火装置　私設又は公設として防火の用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第5条　給水装置の所有者又は申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ないときは市長が法第16条の2第1項の指定をしたものを代理人とすることができる。

(1)　給水装置の所有者又は申込者が市内に居住しないとき。

(2)　市長が必要と認めたとき。

2　市長は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(総代人の選定)

第6条　給水装置の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総代人1人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1)　給水管を共有するとき。

(2)　共用給水装置を使用するとき。

2　市長は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の管理上の責任)

第8条　給水装置の所有者又は使用者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3　第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第2章　給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第9条　給水装置工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2　前項の申込みに当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれにかわる書類の提出を求めることができる。

3　市長は、第1項の申込みによる工事ができないと認めるときは、その旨、申込者に通知する。

(工事の施工)

第10条　給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。

2　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水工事を施工しようとする場合は、あらかじめ工事設計について、市長の審査(使用材料の確認を含む。)を受け、これに合格した設計に基づいて工事を行い、工事しゅん工後直ちに市長の検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(令7条例38・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第11条　市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2　市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3　第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の費用負担)

第12条　給水装置工事に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、市長が市の費用で施工することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第13条　前条に規定する工事費は、次の合計額とする。

(1)　設計費
(2)　材料費
(3)　運搬費
(4)　労力費
(5)　道路復旧費
(6)　工事監督費
(7)　間接経費

2　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3　前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の納入)

第14条　市において給水装置工事を施工したとき、申込者は、工事施工後工事費の全額を納入しなければならない。

(給水装置の所有権)

第15条　市において給水装置工事を施工した場合における給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。ただし、その工事費完納前の給水装置は、申込者又は使用者が保管の責めを負わなければならない。

(令7条例38・一部改正)

(工事費の未納の場合の措置)

第16条　市長が施工した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長はその給水装置を撤去することができる。

2　前項の規定により市長が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

（令7条例38・一部改正）
（給水装置の変更）
第17条　市が配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者及び使用者の同意がなくても施工することができる。
第3章　給水
（給水の原則）
第18条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
2　給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
3　給水の制限、停止、断水又は漏水その他のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。
（給水契約の申込）
第19条　水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
（水道量水器の設置）
第20条　給水量は、市の水道量水器(以下「量水器」という。)により計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。
2　量水器は、給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
（量水器の貸与）
第21条　量水器は、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者又は使用者に保管させる。
2　前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。
3　保管者が、前項の管理義務を怠ったために、量水器を亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。
（水道の使用中止及び変更等の届出）
第22条　給水装置の所有者、使用者、代理人又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
(1)　給水装置の使用を開始、中止又は廃止するとき。
(2)　料率の異なる量水器に変更しようとするとき。
(3)　臨時用に使用するとき。
(4)　消防演習に消火栓を使用するとき。
2　前項に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。
(1)　前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
(2)　給水装置の所有者、使用者、代理人又は総代人の氏名又は住所に変更があったとき。
(3)　共用給水装置の使用数又は箇所数に異動があったとき。
(4)　消防用として水道を使用したとき。
（消火栓の使用）
第23条　消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。
2　消火栓を演習用に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。
（給水装置及び水質の検査）
第24条　給水装置の機能又は水質について、所有者、使用者、代理人又は総代人から検査の請求があったときは、市長がこれを行い、その結果を請求者に通知する。
2　前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。
第4章　料金及び手数料
（料金の支払義務）
第25条　水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置使用者又は代理人から徴収する。この場合において、給水装置の所有者は、料金の納入について使用者と連帯責任を負う。
2　共用給水装置について水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負う。
（料金）
第26条　料金は、1月につき、別表第1に定める基本料金及び従量料金との合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、外国船舶に対する直接給水については、110分の100とする。
2　船舶給水で防波堤内及び防波堤外にて給水を行う場合の料金は、別に市長が定める。
（最低使用水量）
第27条　最低使用水量は、別表第1に定める基本料金の水量であって、1給水装置の1月の使用水量が別表第1に定める基本料金の水量に満たない場合であっても、基本料金の水量まで使用したものとして計算する。
（料金の算定）
第28条　料金の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1)　料金は、毎月点検定例日に量水器の点検を行い、その使用水量をもって算定する。ただし、市長が必要と認めるときは、隔月に点検定例日を定め使用水量を計量し量水器の点検を行い、当該月の料金を算定することができる。
(2)　市長は、やむを得ない理由があるときは、点検定例日以外の日に点検を行うことができる。
(3)　給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、その都度の量水器の点検を行い、その使用水量による。

(水量の認定)

第29条　使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用水量を認定し、又はその口径の適用を定め、これを使用者に通知する。
(1)　量水器に異状があったとき。
(2)　料率の異なる口径で使用するとき。
(3)　その他使用水量が不明のとき。

(共用給水装置等の水量の認定)

第30条　共用給水装置及び専用給水装置の特例による使用水量は、各世帯均等とみなす。

(料金の算定の特例)

第31条　月の中途において、水道の使用を開始し、廃止し、又は中止したときの料金は、次の各号に定めるところにより算定する。
(1)　月の中途において給水した場合は、当該月分からの料金を徴収する。
(2)　月の中途において廃止又は中止した場合は、当該月分の料金を徴収する。

2　月の中途において量水器を変更したときは、その使用日数の多い料率の料金を徴収する。

(料金の前納)

第32条　臨時給水その他で市長が必要と認めたときは、給水装置の使用申込みの際、市長が定める料金を前納させることができる。

2　前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、市長が使用中止の状態と認めたとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第33条　料金は、直接納付又は集金及び口座振替の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(督促)

第34条　料金、手数料又は工事費を納期限までに納付しない者に対する督促は、市長が納期限後20日以内に督促状を発することによって行う。

第35条　削除

(令7条例45)

(手数料)

第36条　手数料は、次の各号の区分により申込者からその都度これを徴収する。
(1)　第10条第1項の指定をするとき　1件につき　1万円
(2)　法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき　1件につき　1万円
(3)　事業者証を再交付するとき　1件につき　5,000円
(4)　工事の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき　1件につき　500円
(5)　工事の検査をするとき　1件につき　500円
(6)　各種証明書を交付するとき　1件につき　300円
(7)　市長が給水装置工事の設計をするとき　設計額の100分の5とし、円未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、その額が100円に満たないものは、これを100円とする。

2　郵便をもって交付するものは、前項に定める手数料のほか、郵送料を徴収する。

(加入金)

第37条　給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置する量水器の口径により、加入金として別表第2に定める額を申込みの際に納付しなければならない。

2　前項による給水装置の増径工事の場合は、新旧量水器の口径に係る額の差額を加入金とする。

3　既納の加入金は返納しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

4　臨時給水における加入金は、市長が別に定める。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第38条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章　管理

(検査等及び費用負担)

第39条　市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し措置を指示することができる。

2　前項の措置に要する費用は、措置を命ぜられた者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第40条　市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2　市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（令7条例38・一部改正）

（料金を免れた者に対する過料）

第41条　市長は、詐欺その他不正の行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、市長の認定によりその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

（過料）

第42条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)　市長の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去したとき。

(2)　所定の手続を経ないで給水を濫用し他人に分与したとき。

(3)　給水の停止処分中みだりに止水栓又は制水弁を開いたとき。

(4)　市が施した封かんをみだりに破封したとき。

(5)　量水器の作用を妨害したとき。

(6)　正当な理由がなくて、第20条第2項の量水器の設置、第28条第1号の使用水量の計量、第39条の検査又は第43条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。

(7)　第8条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

(8)　前各号のほか、市長がこの条例に基づき必要と認めたとき。

（給水の停止処分）

第43条　所有者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、給水の停止にかえて減水その他の措置を講ずることができるものとする。

(1)　料金、手数料、加入金及び工事費を指定期限内に納入しないとき。

(2)　第10条及び第11条の規定によらないで工事を施工したとき。

(3)　正当な理由なくして第28条第1号の量水器の点検又は第39条の規定による給水装置の検査を拒んだとき。

(4)　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(5)　第8条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(6)　第9条の承認を受けないで給水装置を改造した者

(7)　第40条第1項の規定に違反し、又は適合しなくなったとき。

(8)　第22条による届出の手続をしないとき。

2　使用者は、給水装置の所有者と使用者が異なる場合は、所有者の責めに帰すべき理由により受ける給水の停止処分に対して、異議の申立てはできない。この場合において、それによって受ける損害に対しては、市は、その責めを負わない。

（令7条例38・一部改正）

（無承認新設給水装置に対する給水の拒否）

第44条　市長は、第9条の承認を受けないで第10条に定める者以外の者が工事を施工した新設給水装置に対しては、その給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していても給水を拒否することができる。

（令7条例38・一部改正）

（給水装置の切離し）

第45条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　給水装置が使用中止の状態にあって将来使用の見込みがないと認められるとき。

(2)　第43条により給水の停止した以後なお1月を経過しても改めないとき。

(3)　給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(4)　実態調査により不明が確認されたとき。

2　前項の規定により切り離した後ふたたび給水の申込みがあったときは、申込者が、切り離し及び給水に要する費用を納付した後に行うものとする。

3　前項の場合において、給水装置の所有者に変更が生じたときは、第37条の規定を適用するものとする。

第6章　貯水槽水道

（市の責務）

第46条　市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2　市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第47条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章　補則

（委任）

第48条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町水道事業給水条例（昭和60年浜岡町条例第16号）又は御前崎町水道使用条例（昭和45年御前崎町条例第13号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成16年12月28日条例第170号）

この条例は、平成17年1月17日から施行する。

附　則（平成17年9月30日条例第26号）

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附　則（平成25年12月26日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日前から、継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が、平成26年4月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

4　改正後の御前崎市水道事業給水条例別表の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年6月27日条例第2号）

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日前から、継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が、令和元年10月31日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

4　改正後の御前崎市水道事業給水条例別表の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年9月30日条例第18号)

(施行期日)

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和5年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が、同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附　則(令和6年3月22日条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和7年9月30日条例第38号)

(施行期日)

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第40条第1項の改正規定及び第44条の改正規定(「第5条」を「第6条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に使用する料金から適用し、料金算定に係る期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、なお従前の例による。

附　則(令和7年12月23日条例第45号)

(施行期日)

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入又は収入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第26条、第27条関係)

(令7条例38・一部改正)

口径別料金表

用途	基本料金(1月につき)		従量料金(1立方メートルにつき)
	メーターの口径	料金	
一般用	13ミリメートル	1,298円	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分　171.6円 25立方メートルを超え50立方メートルまでの分　182.6円 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分　199.1円 100立方メートルを超える分　221.1円
	20ミリメートル	1,320円	
	25ミリメートル	1,793円	
	30ミリメートル	2,497円	
	40ミリメートル	3,938円	
	50ミリメートル	6,545円	
	75ミリメートル	13,101円	
	100ミリメートル	22,319円	
船舶給水	―		295円
臨時			

備考

1　請求額に1円未満の端数が生じた際は、切り捨てるものとする。

2　100ミリメートルを超える口径については、市長がその都度定める。

3　この表に定める料金には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

別表第2(第37条関係)

メーターの口径	加入金
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	
25ミリメートル	66,000円
30ミリメートル	99,000円
40ミリメートル	176,000円

50ミリメートル	264,000円
75ミリメートル	451,000円
100ミリメートル	814,000円